

# 自主点検の手引き

(令和8年度版)

\* 詳細は、労働安全衛生法(法)、施行令(令)、労働安全衛生規則(安衛則)等の各条項を参照下さい。

1 安全衛生管理組織の管理者等を選任すべき事業場について			
業種	総括安全衛生管理者の選任が必要な事業場規模	安全管理者の選任が必要な事業場規模	安全衛生推進者の選任が必要な事業場規模
林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業	常時使用労働者 100人以上	常時使用労働者 50人以上	常時使用労働者 10人以上50人未満  安全衛生推進者の選任が必要
製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業又は小売業、家具・建具・什器等卸売業又は小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	常時使用労働者 300人以上		
その他の業種	常時使用労働者 1,000人以上	-	常時使用労働者 10人以上50人未満  衛生推進者の選任が必要
衛生管理者、産業医は、業種を問わず、常時使用労働者が50人以上の事業場は選任が必要です。			
安全推進者の選任と職務(平成26年3月28日基発0328第6号によるガイドラインによる努力義務)			
1. 規模10人以上の小売業(一部除外あり)・社会福祉施設・飲食店において選任すること。 2. 職場環境及び作業方法の改善、安全意識の啓発及び安全教育等に関すること。			
2 各管理者等の職務の概要について			
総括安全衛生管理者の職務			
1. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 2. 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。 3. 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 4. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策の実施に関すること。 5. その他労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。 (1) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。 (2) 「危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)」及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。 (3) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。			
安全管理者の職務			
1. 上記総括安全衛生管理者の職務のうち、安全に係る技術的な事項を管理すること。 2. 作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講ずること。			
衛生管理者の職務			
1. 上記総括安全衛生管理者の職務のうち、衛生に係る技術的な事項を管理すること。 2. 少なくとも毎週1回以上作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。			
産業医の職務			
1. 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。 2. 作業環境の維持管理に関すること。 3. 作業の管理に関すること。 4. メンタルヘルスを含む労働者の健康管理に関すること。 5. 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。 6. 衛生教育に関すること。 7. 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。			
安全衛生推進者・衛生推進者の職務			
総括安全衛生管理者の職務と同一の事項(衛生推進者は、衛生に係る事項のみ)を実施すること。			
3 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(安全衛生委員会等)について			
業種	安全委員会の設置が必要な事業場		
林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業	常時使用労働者 50人以上		
製造業(物の加工業を含み、上記の業種を除く)、運送業(上記の業種を除く)電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	常時使用労働者 100人以上		
衛生委員会は、業種を問わず、常時使用労働者が50人以上の事業場に設置義務があります。			
1. 安全と衛生の2つの委員会を設ける義務があるときには、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設けることができます。 2. 委員会を構成する委員の半数は、労働者の過半数で組織する労働組合(当該組合がないときには労働者の過半数を代表する者)の推薦に基づき指名します。 3. 安全衛生委員会等は、毎月1回以上開催し、委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容、その他議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存する必要があります。また、安全衛生委員会等の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を労働者に周知させる必要があります。			

4.安全衛生委員会等の設置義務のない事業場は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。

#### 4 安全衛生委員会等の調査審議事項について

安全委員会における調査審議事項

- 1.労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 2.労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- 3.その他労働者の危険の防止に関する重要事項
  - (1)安全に関する規程の作成に関すること。
  - (2)「危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)」及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
  - (3)安全衛生に関する計画(安全に係る部分に限る)の作成、実施、評価及び改善に関すること。
  - (4)安全教育の実施計画の作成に関すること。
  - (5)労働基準監督官等から命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

衛生委員会における調査審議事項

- 1.労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 2.労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 3.労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- 4.その他労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
  - (1)衛生に関する規程の作成に関すること。
  - (2)「危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)」及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
  - (3)安全衛生に関する計画(衛生に係る部分に限る)の作成、実施、評価及び改善に関すること。
  - (4)衛生教育の実施計画の作成に関すること。
  - (5)化学物質の有害性の調査及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
  - (6)作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
  - (7)各種健康診断の結果に対する対策の樹立に関すること。
  - (8)労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
  - (9)長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
  - (10)労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
  - (11)リスクアセスメント対象物のばく露低減措置に関すること並びに医師又は歯科医師による健康診断の実施に関すること。
  - (12)労働基準監督官等から命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

安全衛生委員会における調査審議事項

安全委員会及び衛生委員会と同一の事項を調査審議すること。

#### 5 各工事現場における管理者等の選任要件について

各工事現場に必要な管理者の選任要件は、当該現場に就労する作業従事者数によって異なり、次表のとおりになります。

(注)選任が必要な工事規模に示した人数は、一の工事現場において就労する元請、下請の作業従事者数の合計が、平均1日当たり何人程度になるかで判断してください。

管理者名 (根拠条文)	選任が必要な工事規模		
	ずい道工事、圧気工事、 橋梁工事	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 の建築物の建設工事	左記以外の工事
統括安全衛生責任者	30人以上(元方事業者(元請)において選任)	50人以上 (同左)	50人以上 (同左)
元方安全衛生管理者	30人以上( を選任した元方事業者において選任)	50人以上 (同左)	50人以上 (同左)
安全衛生責任者	30人以上( を選任した以外の事業者(下請等)で選任)	50人以上 (同左)	50人以上 (同左)
店社安全衛生管理者	20人～29人(元方事業者(元請)において選任)	20人～49人 (同左)	-

#### 6 各工事現場における管理者等の職務について

統括安全衛生責任者の職務

元方安全衛生管理者の指揮を行うとともに、次の事項について、統括管理を行うこと。

- 1.協議組織の設置及び運営を行うこと。
- 2.作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 3.作業場所を巡視すること。
- 4.関係請負人(下請)が行う作業従事者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 5.作業の工程に関する計画及び作業場所における機械・設備等の配置に関する計画を作成するとともに、車両系建設機械等を用いる作業に関し、関係請負人が作成する作業計画等に対する指導を行うこと。

元方安全衛生管理者の職務

統括安全衛生責任者の指揮の下、統括安全衛生責任者の職務のうち技術的事項を管理すること。

安全衛生責任者の職務

- 1.統括安全衛生責任者との連絡
- 2.統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡
- 3.統括安全衛生責任者からの連絡に係る事項のうち、自ら行う作業の実施についての管理
- 4.自ら行う作業の実施に関し作業計画を作成する場合、特定元方事業者(元請)が作成する作業計画との整合性を図るため統括安全衛生責任者との調整
- 5.同一の作業場所において、複数の関係請負人(下請)が作業を行うことによって生ずる労働災害に係る危険の有無の確認
- 6.自らの作業の一部を下請させている場合の当該下請の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整

店社安全衛生管理者の職務

- 1.少なくとも、毎月1回、担当の工事現場を巡視すること。

2. 現場において行われる建設工事の状況を把握すること。
3. 現場の協議組織に随時参加すること。
4. 作業の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画に基づき講ずべき措置の実施状況を確認すること。

## 7 作業主任者について

作業主任者について(一部抜粋)

- |   |  |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高圧室内作業主任者</li> <li>2. ガス溶接作業主任者</li> <li>3. 林業架線作業主任者</li> <li>4. ボイラー取扱作業主任者</li> <li>5. エックス線作業主任者</li> <li>6. ガンマ線透過写真撮影作業主任者</li> <li>7. 木材加工用機械作業主任者</li> <li>8. プレス機械作業主任者</li> <li>9. 乾燥設備作業主任者</li> <li>10. コンクリート破砕器作業主任者</li> <li>11. 地山の掘削作業主任者</li> <li>12. 土止め支保工作業主任者</li> <li>13. ずい道等の掘削等作業主任者</li> <li>14. ずい道等の覆工作業主任者</li> <li>15. 採石のための掘削作業主任者</li> <li>16. はい作業主任者</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>17. 有機溶剤作業主任者</li> <li>18. 特定化学物質等作業主任者</li> <li>19. 鉛作業主任者</li> <li>20. 船内荷役作業主任者</li> <li>21. 第一種圧力容器取扱作業主任者</li> <li>22. 型枠支保工の組立て等作業主任者</li> <li>23. 足場の組立て等作業主任者</li> <li>24. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者</li> <li>25. 鋼橋架設等作業主任者</li> <li>26. 木造建築物の組立て等作業主任者</li> <li>27. コンクリート造の工作物の解体等作業主任者</li> <li>28. コンクリート橋架設等作業主任者</li> <li>29. 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</li> <li>30. 石綿作業主任者</li> <li>31. 金属アーク溶接等作業主任者</li> </ol> |
|---|--|

作業主任者の職務事項等について

1. 作業主任者の職務の概要は下記のとおりです。
  - (1) 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
  - (2) 取り扱う機械及びその安全装置を点検すること。
  - (3) 取り扱う機械及びその安全装置に異常を認めた場合は、直ちに必要な措置を講ずること。
  - (4) 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。
2. 作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる職務事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により周知すること。

## 8 就業制限業務等について

就業制限業務等に係る免許の種類について

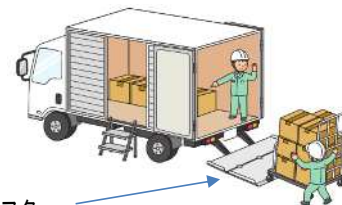
1. 発破技士免許、2. 揚貨装置運転士免許、3. 各種ボイラー技士免許、4. 各種ボイラー溶接士免許、5. ボイラー整備士免許、6. クレーン・デリック運転士免許、7. 移動式クレーン運転士免許、8. 潜水士免許

技能講習について(一部抜粋)

1. ボイラー取扱、2. 床上操作式クレーン、3. 小型移動式クレーン、4. ガス溶接、5. フォークリフト運転、6. 車両系建設機械運転、7. ショベルローダー等運転、8. 不整地運搬車運転、9. 高所作業車運転、10. 玉掛け

安全衛生教育のうち特別教育を必要とする業務の例

- |  |   |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研削といしの取替え、試運転の業務</li> <li>2. 動力プレス等の金型調整等の業務</li> <li>3. アーク溶接等の業務</li> <li>4. 高圧、特別高圧、低圧電気の取扱いの業務</li> <li>5. 1 t未満のフォークリフトの運転の業務</li> <li>6. 1 t未満のショベルローダー等の運転の業務</li> <li>7. 1 t未満の不整地運搬車の運転の業務</li> <li>8. 伐木等機械の運転の業務</li> <li>9. 走行集材機械の運転の業務</li> <li>10. 機械集材装置の運転の業務</li> <li>11. 簡易架線集材装置の運転の業務</li> <li>12. チェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務</li> <li>13. 3 t未満の車両系建設機械の運転の業務</li> <li>14. コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務</li> <li>15. 高さ10m未満の高所作業車の運転の業務</li> <li>16. 巻上げ機の運転の業務</li> <li>17. 小型ボイラーの取扱いの業務</li> <li>18. つり上げ荷重5 t未満のクレーンの運転の業務等</li> <li>19. つり上げ荷重が1 t未満の移動式クレーンの運転の業務</li> <li>20. 建設用リフトの運転の業務</li> <li>21. つり上げ荷重1 t未満のクレーン等の玉掛けの業務</li> <li>22. ゴンドラの操作の業務</li> <li>23. 高圧室内作業等に係る各種業務</li> <li>24. 四アルキル鉛等業務</li> <li>25. 酸素欠乏危険場所における作業に係る業務</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>26. 特殊化学設備の取扱い等の業務</li> <li>27. エックス線装置等の撮影の業務</li> <li>28. 特定粉じん作業に係る業務</li> <li>29. ずい道等の内部における掘削等の業務</li> <li>30. 産業用ロボットの教示に係る業務</li> <li>31. 産業用ロボットの検査に係る業務</li> <li>32. 空気圧縮機で自動車用タイヤに空気を充填する業務</li> <li>33. 石綿が使用されている建築物等の解体等の業務</li> <li>34. 足場の組立て、解体又は変更の業務</li> <li>35. 高さ2 m以上の箇所でのロープ高所作業の業務</li> <li>36. 高さ2 m以上の箇所であり、作業床を設けることが困難な箇所におけるフルハーネス型墜落制止用器具を用いる業務</li> <li>37. 荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務</li> <li>38. 対地電圧が五十ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務</li> </ol> |
|--|---|



テールゲートリフター

特別教育に準じた教育について

振動工具や丸のこ、刈払機等の取扱い作業等について、特別教育に準じた教育を行うよう通達で示されています(平成3年1月21日付け基発第39号、平成3年1月21日付け基安発第2号)。

その他

能力向上教育については、各種の安全衛生業務(安全管理者・作業主任者等)に従事する者に対し、労働災害防止に関する新たな知識を付与するための教育であり、定期教育又は随時教育として実施するもので、定期教育については当面5年とする

## 9 特定自主検査について

次の機械については、一定の資格をもつ者が行う特定自主検査が必要です。

- 1.動力により駆動されるプレス機械、2.フォークリフト、3.不整地運搬車、4.作業床の高さが2m以上の高所作業車  
 5.以下の建設用機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの  
 (1)整地・運搬・積み込み用機械 (2)掘削用機械 (3)基礎工用機械 (4)締固め用機械 (5)コンクリート打設用機械  
 (6)解体用機械

### 10 転倒災害防止対策について

転倒災害は、今、最も多い労働災害で、しかもその割合は年々増えています。転倒災害の防止については、つまずきや滑り等それぞれに係る環境要因を解消する物理的対策(ハード対策)だけでなく、労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策(ソフト対策)も併せて講じることが大切です。厚生労働省のHPに転びにくい体づくりのための体操(いきいき健康体操)に係る動画を掲載していますので活用して下さい。

### 11 腰痛等防止対策について

腰痛予防のためには、「職場における腰痛予防対策指針」(H25.6.18付け基発0618第1号)で定める取組を積極的に推進することが重要です。また、厚生労働省のHPに腰痛予防体操(いきいき健康体操)に係る動画を掲載していますので活用して下さい。

### 12 交通労働災害防止対策について

交通労働災害を防止するため、事業者は改善基準告示(「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年告示第7号))を遵守するだけでなく、「交通労働災害防止のためのガイドライン」で定める取組を積極的に推進することが重要です。

### 13 荷役作業における安全対策について

荷役作業時の労働災害の多くは、荷主等の事業場構内で発生しており、これらの労働災害は荷主等が提供する荷の積卸しに係る作業環境に影響され、陸運事業者による安全対策のみでは十分な効果が上がりにくい状況にあります。このため陸運業の労働災害防止対策は、陸運事業者のみならず、荷主等が積極的に関与することにより、自主的な安全衛生活動の一層の推進を図ることが重要です。

### 14 健康診断について

新たに常時使用する労働者を雇い入れるときは健康診断を実施する必要があります。  
 定期健康診断は1年以内に一回実施することが必要ですが、次の特定業務に従事する労働者に対しては、配置替えの際及び6か月以内ごとに一回、定期的に健康診断(項目は一部省略可)を実施する必要があります。

- |                            |                                     |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 1.多量の高熱物体、暑熱な場所における業務      | 8.強烈な騒音を発する場所における業務                 |
| 2.多量の低温物体、寒冷な場所における業務      | 9.坑内における業務                          |
| 3.有害放射線にさらされる業務            | 10.深夜業を含む業務                         |
| 4.じんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 | 11.水銀、塩酸等の有害物を取り扱う業務                |
| 5.異常気圧下における業務              | 12.鉛、塩酸等有害物のガス、蒸気又は粉じんの発散する場所における業務 |
| 6.身体に著しい振動を与える業務           | 13.病原体によって汚染されるおそれが著しい業務            |
| 7.重量物の取扱い等重激な業務            |                                     |

有害な業務で特殊健康診断が必要な業務(一部抜粋)

業務名	時期	業務名	時期
1.有機溶剤業務	6か月毎	5.高圧室内業務	6か月毎
2.鉛業務	6か月毎 一部1年毎	6.潜水業務	6か月毎
3.四アルキル鉛業務	3か月毎	7.放射線業務	6か月毎
4.特定化学物質取扱業務	6か月毎	8.粉じん業務	3年毎又は 1年毎

雇入れの際及び配置替えの際にも健康診断の実施が義務付けられています。

- 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署に提出する必要があります。
- 特殊健康診断を行ったときは、遅滞なく当該健康診断結果報告書を提出する必要があります。また、粉じん作業を行う事業においては毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出する必要があります。
- 各種健康診断の結果については、労働者本人に通知する必要があります。
- 定期健康診断等の結果、異常な所見を有すると判断された労働者等であって医師が必要と認める者に対して医師または保健師による保健指導(日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診勧奨、治療を受けることの勧奨等)を行うよう努めて下さい。

### 15 過重労働による健康障害の防止について

働き方改革関連法により「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されました。長時間労働者に対して面接指導を行うことが必要ですが、業務の平準化などにより、特定の労働者に業務負荷が偏ることがないように配慮することが大切です。

#### 1 長時間労働者に対する面接指導の流れについて

- 事業者は全ての労働者の労働時間の状況を把握する。
- 事業者は、週の実労働時間が40時間を超えた時間が月80時間超えの労働者(以下「労働者」という。)の情報を産業医に提供する。
- 産業医は提供された情報を元に労働者に面接指導の申出を勧奨することができる。
- 労働者は事業者に面接指導の申出を行う。
- 事業者は産業医による面接指導を実施する。
- 事業者は産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴取する。
- 事業者は産業医の意見を踏まえて必要な措置を講じる。
- 事業者は産業医に対して、実施した措置内容に関する情報を提供する。
- 措置状況を確認した産業医は、労働者の健康確保の必要があると認める場合、事業者に勧告する。
- 事業者は産業医の勧告内容を衛生委員会に報告する。

#### 2 年次有給休暇の取得率の計算について

- 「取得率」=「取得日数計」÷「付与日数計」×100%で計算します。
- 「取得日数」は実際に取得した日数、「付与日数」は繰越日数を除いた日数をいいます。

#### 3 勤務時間インターバル制度について

勤務時間インターバル制度とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル)を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものです。

### 16 メンタルヘルス対策・ストレスチェックの実施について

ストレスチェックの実施は、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対して義務化されています。また、常時50人未満の労働者を使用する事業場については、努力義務となっています(令和10年5月までに義務化予定)。  
 ストレスチェックの実施方法等については、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』を参照ください。  
 なお、点検項目(9)の労働者数には、前年以前から継続して休業している労働者を含みます。

### 17 事業場における治療と仕事の両立支援のための指針について

治療が必要な傷病を抱えた労働者が、治療を受けながら就労を継続できるよう、事業場において「治療と仕事の両立」の支援を行う際の職場環境や支援体制の整備のためのガイドラインと企業・医療機関連携マニュアルが策定されています。  
 詳細は、『治療と仕事の両立支援』と検索し、厚生労働省ウェブサイト参照ください。

### 18 化学物質対策・作業環境測定について

#### 1 化学物質対策について

##### (1) 化学物質に対する規制について

化学物質のうち、労働者に健康障害を発生させるおそれのあるものについては、健康障害の程度に応じ、製造・輸入、使用等が禁止されているもの、製造に際し、大臣の許可を受けなければならないもの、その他製造・取扱い上の管理が必要なもの3つに分けてそれぞれ規制されています。と化学物質については、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則等において、密閉設備等の設置、保護具の使用、健康診断の実施等の適切な管理を行うことが義務付けられています。  
 厚生労働省では、化学物質に関する情報を提供するため、ウェブサイト(ケミガイド)を開発していますので参照ください。

##### (2) 化学物質等の危険有害性表示制度について

化学物質による労働災害には、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法を知らなかったことを原因とするものが多く見られることから、事業者は安全データシート(SDS:化学物質を譲渡又は提供する際に、その相手方に提供するための文書のこと)に記載された内容を事前に関係労働者に対して周知しておく必要があります。  
 なお、化学物質の製造者及び譲渡者は、SDSの交付義務の対象となっていない物質であっても、危険性又は有害性が把握されている化学物質についてはラベル表示、SDSの交付を行うようにして下さい。

##### (3) 化学物質のリスクアセスメント(RA)について

SDS交付義務の対象となる物質についてRAの実施が義務付けられています。対象となる化学物質の製造・取扱いを行う全ての事業場が対象となることから、サービス業などのいわゆる第3次産業に該当する事業場についても、対象物質を取り扱っている場合にはRAの対象となります。  
 また、RAの実施が義務付けられていない物質であっても、危険性又は有害性が把握されている化学物質については災害防止の観点からRAを実施するようにして下さい。  
 化学物質のRAを支援するため、厚生労働省では様々な支援ツールを作成し、公開しています。詳細は、『職場のあんぜんサイト 化学物質のリスクアセスメント実施支援』と検索し、厚生労働省ウェブサイト(職場のあんぜんサイト)を参照ください。

#### (4) 新たな化学物質規制項目

	規制項目
化学物質の見直し管理體系	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加
	暴露を最小限度にすること(暴露を濃度基準値以下にすること)
	暴露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存
	皮膚等障害化学物質等への直接接点の防止(皮膚障害を起こすおそれのある物質関係)
	衛生委員会付議事項の追加
	がん等の遅発性疾病の把握強化
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等
	がん原性物質の作業記録の保存
実施の確立	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化
	雇入れ時等教育の拡充
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大
情報の強化	SDS等による通知方法の柔軟化
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化
	事業場内別容器保存時の措置の強化
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大
管理水準良好事業場の特別規制等適用除外	
特殊健康診断の実施頻度の緩和	
第3管理区分事業場の措置強化	

詳細は、『新しい化学物質規制』と検索し、厚生労働省ウェブサイト参照ください。

#### 2 作業環境測定を行うべき作業場について

作業場の種類	回数	保存年
1 土石、岩石、鉱石、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	6か月毎	7年
2 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	半月毎	3年

3 著しい騒音を発する屋内作業場	6 か月毎	3 年
4 坑内の作業場 (1)炭酸ガスの停滞場所 (2)通気設備のある坑内 (3)28 を超える場所	毎月 半月毎 半月毎	3 年 3 年 3 年
5 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	2 か月毎	3 年
6 放射線業務を行う作業場 (1)放射線業務を行う管理区域 (2)放射性物質取扱室 (3)坑内核原料物質掘採場所	毎月 毎月 毎月	5 年 5 年 5 年
7 特定化学物質等(第1類又は第2類物質)を製造し又は取り扱う屋内作業場 石綿等を取扱う業務を行う屋内作業場	6 か月毎 6 か月毎	3 年 (一部30年) 40年
8 一定の鉛業務を行う屋内作業場	1 年毎	3 年
9 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	その日の作業開始前	3 年
10 有機溶剤を製造し又は取り扱う屋内作業場	6 か月毎	3 年

- 作業場の種類の欄に 印を付した作業場については、作業環境測定士(測定士がいない場合は作業環境測定機関に委託)が測定を行う必要があります。
- 金属アーク溶接等作業は、粉じんと特定化学物質の両方の作業環境測定の実施が必要です。
- 印を付した作業場については、当該作業主任者が行う必要があります。
- 作業環境測定の結果に基づいて、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施等の適切な事後措置を講じてください。
- 局所排気装置等は、1年以内ごとに一回、定期自主検査を実施し記録は3年間保存する必要があります。

## 19 溶接ヒュームについて

溶接ヒュームとは、アーク溶接時の熱によって蒸発した金属が冷却されて個体となった微粒子で、多数の元素及びその化合物によって構成されている混合物のことをいいます。発がん性やその他の有害性(神経機能障害、呼吸器系障害)が確認されていること等から、特定化学物質(管理第2類物質)に位置付けられ、作業主任者の選任や特殊健康診断の実施等、特化則の規定に基づく各種措置の実施が必要です。  
詳細は、『厚生労働省 アーク溶接』と検索し、厚生労働省ウェブサイトを参照ください。

### (1) 有効な呼吸用保護具の使用

作業場所が屋外、屋内であることを問わず、国家検定を受けた防じんマスクの使用が義務付けられます。加えて、屋内で継続して作業が行われる場合には、作業環境に応じた防じんマスクの選定が必要です。

### (2) 屋内で作業が行われる場合の措置

全体換気装置による換気等の実施や作業場床面の清掃が必要です。

### (3) 屋内で継続的に作業が行われる場合の措置

空気中の溶接ヒュームの濃度の測定や当該測定結果に応じた各種措置の実施が必要です。

## 20 熱中症対策について

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正されました。(令和7年6月1日施行)

この改正により、以下の措置が事業者者に義務付けられます。

- 熱中症を生ずるおそれのある作業( )を行う際に、  
「熱中症の自覚症状がある作業者」  
「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」  
がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること
- 熱中症を生ずるおそれのある作業( )を行う際に、  
作業からの離脱  
身体の冷却  
必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること  
事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等  
など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること  
WBGT(湿球黒球温度)28度以上又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの  
詳細は、『厚生労働省 職場における熱中症対策』と検索し、厚生労働省ウェブサイトを参照ください。

## 21 高齢労働者対策について

労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあること等を受け、高齢労働者を使用する事業者及び労働者の取り組むべき事項を取りまとめた「高齢労働者の安全と健康確保のための指針(エイジフレンドリー指針)」が策定されました。

詳細は、『厚生労働省 エイジフレンドリー指針』と検索し、厚生労働省ウェブサイトを参照ください。

### 事業者求められる取組み事項(概要)

- 安全衛生管理体制の確立等
- 職場環境の改善
- 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 項目3に応じた対応の実施
- 安全衛生教育

### 労働者に求められる取組み事項(概要)

- 身体機能や健康状態等の把握
- 基礎的な体力の維持と生活習慣の改善
- 健康や医療に関する情報の収集等

## 22 足場・架設通路・作業構台からの墜落防止措置等について

幅が1 m以上の個所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1 m未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

また、事業者及び注文者が足場の点検を行う際は、  
 あらかじめ点検者を指名すること  
 足場の組立て等作業後における点検記録について、点検者の氏名の記録を行うこと。  
 点検記録は、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間保存すること  
 が必要となっています。

詳細は、『厚生労働省 足場からの墜落防止措置』と検索し、厚生労働省ウェブサイト参照ください。

### 23 「建築物解体等の石綿対策」について

施工業者は、建築物・工作物の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず事前に法令に基づく石綿使用の有無の調査(事前調査)を行う義務があります。また、一定規模以上の建築物や特定の解体・改修工事は、石綿含有の有無にかかわらず、事前調査の結果等を電子システムで労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。

なお、建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。

令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業を行うときは、資格者による事前調査を行う必要があります。工作物の種類により、工作物石綿事前調査者、建築物石綿含有建材調査者又は日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。

詳細は、『厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト』と検索し、厚生労働省ウェブサイト参照ください。

### 24 「適切な安全衛生経費の確保」について

労働安全衛生法は元請人及び下請負人に労働災害防止対策を義務付けており、それに要する費用は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならないものであり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

#### 【参考ウェブサイト】



ケミガイド



こころの耳



治療と仕事の両立支援ナビ



職場のあんぜんサイト  
 (転倒・腰痛防止用  
 視聴覚教材)



職場のあんぜんサイト  
 (化学物質のリスクアセスメント  
 実施支援)



職場のあんぜんサイト  
 (アーク溶接)



高齢労働者の  
 安全衛生対策について



足場からの墜落防止対策を  
 強化します。



石綿総合情報  
 ポータルサイト

# 職場の安全衛生活動

## 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）

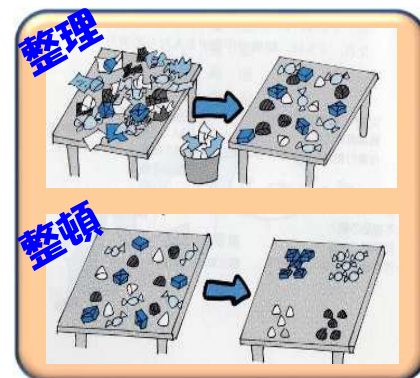
整理・整頓は安全だけでなく、すべての基本です。

「整理」とは、必要な物と不要な物を区分して、不要な物は処分すること。

「整頓」とは、必要な物を分かりやすく安全な状態で配置すること。

「清掃」とは、身の回りの物や作業場所をきれいにすること。

「清潔」とは、整理・整頓・清掃を繰り返し、職場環境を美しく保つこと。



## ヒヤリ・ハット活動

ヒヤリ・ハット活動とは、労働災害の背景にある多くの不安全行動・不安全状態（ヒヤリ・ハット事例）を報告・提案し活用する制度で、災害を未然に防ぐための取組です。



### 【ヒヤリ・ハット事例】

ヒヤリ・ハットの状況

- ・倉庫に電気をつけずに入ったら、台車に踏いた。



対策

- ・自動に照明を点灯させるようにする。
- ・整理・整頓を確実にやる。

## 危険予知活動（KYK）

職場の小単位で、作業の中に潜む危険要因の摘出と対策について話し合いをすることをいい、危険への感受性を高め、集中力の向上を図るとともに、作業を安全に遂行する能力を高める活動です。



（作業の状況）

脚立を使って窓ふきを行っています。  
どのような危険が潜んでいる  
でしょうか？

- ・脚立を昇りながら窓に近寄ろうと窓寄りに足をかけた際、濡れた踏みさんですべり、転落する。
- ・脚立から飛び降り、着地の際に足をひねる。

## 作業開始前ミーティング

作業開始前などに短時間に監督者を中心にその日の作業の範囲、段取り、分担、安全衛生のポイントなどを話し合うことにより、安全で確実に作業を行うための小集団活動です。ワンポイントKYなどを取り入れて全員で話し合うようにしましょう。

## 改善提案活動

安全衛生に限ることなく、職場にある問題点について、何らかの改善提案を行い、安全や生産性、品質の向上につながるものを取り入れる手法のことです。労働者の自発性の育成や、改善過程をとおして提案者に対しOJT教育ができる場合もあります。

## 安全衛生パトロール

主に管理監督者が、目で見てわかる不安全要素について、現場に存在する顕在または潜在している災害の芽をチェックリストを用いて確認し、探し、一つづつ潰していくことを目的とするものです。

また、現場で労働者に対して声掛け等を行うことで、緊張感を維持させ、よい関係を築くことを心がけましょう。

## 危険の見える化

危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。危険予知活動でつけた危険のポイントに、右のようなステッカーを貼りつけることで、注意喚起しましょう。

転倒危険！



【コメント】  
両手で荷物を  
持つての移動は  
転倒危険！

## SAFEコンソーシアム

増加傾向にある労働災害（特に、日常生活でも発生しうる転倒や腰痛などの災害）の問題を自分ごととしてとらえ、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図っていくため、趣旨に賛同した企業、団体にコンソーシアムを構成し労働災害問題の協議や、加盟者間の取組の共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートしていきます。加盟は無料です。詳細は「SAFEコンソーシアムポータルサイト」をご確認ください。

## 安全衛生優良企業公表制度

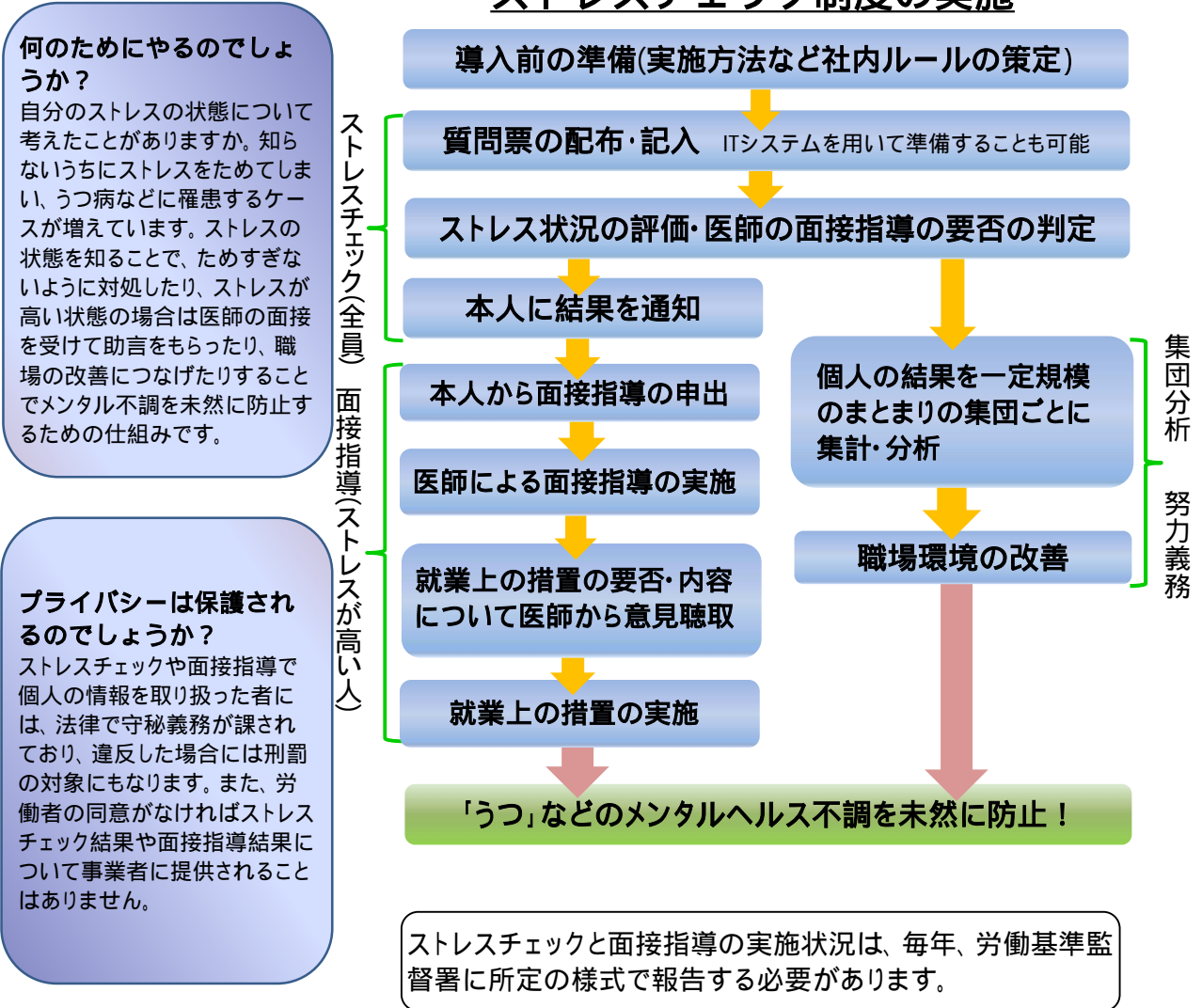
労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を認定・企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができます。詳細は「職場のあんぜんサイト」をご確認ください。



平成27年12月1日から、常時使用する労働者に対して医師・保健師等による心理的な不安を把握するための検査(ストレスチェック)が義務づけられています(労働者50人未満の事業場は令和10年5月までに義務化予定)。

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。ストレスチェック制度の積極的な活用により、みんなが元気に明るく働くことができる職場作りをめざしましょう。

### ストレスチェック制度の実施



ストレスチェック(全員) 面接指導(ストレスが高い人)

集団分析 努力義務

## 心の健康づくり推進計画(参考)

<b>基本方針</b>	従業員の心の健康は、従業員とその家庭の幸福な生活、活気のある職場のために重要な課題であることを認識し、メンタルヘルス不調への対応だけでなく、職場のコミュニケーションの活性化など心の健康づくりに取り組む。		
<b>目標</b>	1 心の健康づくり問題について、従業員全員(管理者を含む。)の理解を得る。 2 コミュニケーションの活性化により、活気ある職場を形成する。 3 管理監督者が心の健康問題について理解し、部下からの相談対応の基本的な技法を習得する。		
<b>基本的実施事項</b>	1 個人のプライバシー保護の徹底 2 心の健康づくり体制の整備 3 従業員が相談しやすい相談窓口の開設 4 管理監督者への心の健康に係る研修会の開催 5 衛生委員会等での心の健康問題の審議		
<b>推進体制</b>	<b>担当者</b>	<b>役割</b>	
責任者		心の健康問題の総括	
衛生管理者		産業医と協力し、活動を推進すること。	
メンタルヘルス推進担当者		計画の企画・立案・評価改善、研修等の実施、関係者との連絡調整	
産業保健スタッフ		管理監督者等の活動の支援	
人事労務部門担当者		管理監督者等からの相談への対応、労働時間等の改善及び適正配置	
産業医		計画の立案等への協力、相談への対応等	
衛生委員会等		心の健康問題の審議等	

## 月別メンタルヘルス対策重点実施事項(記載例)

月	重点実施事項	責任者	担当者	月	重点実施事項	責任者	担当者
4月	衛生委員会(心の健康問題の審議) 推進体制の整備 定期健康診断の計画			10月	衛生委員会(心の健康問題の審議) 全国労働衛生週間		
5月	衛生委員会 相談窓口の開設 管理者に対する心の健康問題に係る研修			11月	衛生委員会 相談窓口の開設		
6月	衛生委員会 ストレスチェックの実施			12月	衛生委員会 心の健康問題に係る研修会の実施		
7月	衛生委員会(ゆとり休暇の審議)			1月	衛生委員会(心の健康問題の審議) ストレスチェックの実施		
8月	衛生委員会(ゆとり休暇の審議)			2月	衛生委員会 実施結果のまとめと次年度計画の作成 相談窓口の開設		
9月	衛生委員会 全国労働衛生週間準備期間 相談窓口の開設			3月	衛生委員会(次年度計画の審議)		

POINT 1

事業者自らが決め、表明する事項です！

POINT 2

目標は、達成度を客観的に評価できるよう数値設定が望ましいでしょう。また、前年度の結果より少しでも向上した値を設定しましょう

別添4

安全衛生管理計画 (参考例)

基本方針		全員参加の安全活動 4S運動の推進		年度目標		無災害運動の継続(目標時間 時間)									
実施項目	細項目	責任者名	担当者名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				← 熱中症対策準備期間 →		← 全国安全週間 →		← 全国労働衛生週間 →		← 年末年始無災害運動 →		← 化学物質管理強調月間 →			
全 行 事 計 画	全国行事					準備期間 6/1-30	本週間 7/1-7		準備期間 9/1-30	本週間 10/1-7		12/1-1/15		化学物質管理 強調月間	
	月別重点事項	総務課長		安全意識の高揚	交通安全の推進	施設設備の総点検	熱中症対策	ヒヤリハット運動	作業環境の総点検	健康管理の推進	火災予防運動	4S運動の推進	冬季対策	化学物質管理の総点検	4S運動の推進
衛 生	安全衛生管理体制	委員長		(毎月1回、第3日曜日に開催)											
	職場推進委員会	各職場長		(毎月1回、第3日曜日に開催)											
共 同	職場内パトロール	社長													
	委員パトロール	工場長													
点 検 ・ 検 査	法定定期自主点検	課長		フォークリフト		クレーン				局所排気		ボイラー			
	月次点検(別紙)	各責任者													
通 労	リスクアセスメント	総務課長													
働	健康診断	総務課長		雇入	定期						定期(深夜)				
	特殊健康診断	総務課長				有機、じん肺						有機			
	結果を踏まえた事後措置	総務課長													
衛 生	作業環境測定	課長					有機、じん肺						有機、じん肺		
	自社測定	課長		騒音						騒音					
衛 生	ストレスチェック				ストレスチェックの実施			集団分析						実施結果のまとめ	
生 教	メンタルヘルス対策					セルフチェック	事業場内産業保健スタッフ	管理者研修	労働者研修						次年度の計画作成・審議
	健康保持増進	総務課					健康測定		健康指導						
育	安全衛生教育	課長		雇入			安全講習			衛生講習					
	社外教育	総務課長		職長教育				能力向上		外部研修		アーク溶接	粉じん	外部研修	
育	資格者補充	課長					有機溶剤作業主任者				ガス溶接作業主任者				
	就業制限	課長			フォークリフト	玉掛け				クレーン運転					
そ の 他 の 行 事	4S運動の推進	工場長				強化月間						強化月間			
	標語ポスターの募集	総務課長													
	作業標準の見直し	課長						強化月間	小委員会						

「安全衛生共通」の項目の「リスクアセスメント」については、既に導入された場合を例示しているものです。これから導入される場合は「事業所トップによる決意表明」、「実施管理体制の確立」、「安全担当者の講習」、「情報収集」、「リスクの洗い出し」、「リスクの評価」、「対策実施」、「再評価」等今後の導入のための計画についてご記入ください。

各種免許・技能講習等実施機関等名簿

別添5

1 免許

機 関 名	所 在 地	電話番号(FAX)
(公財)安全衛生技術試験協会 中部安全衛生技術センター	愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5	0562-33-1161 (0562-33-5275)

2 技能講習等

岐阜労働局登録教習機関等(但し学校教育機関を除く)  
実施している技能講習等の番号は、次ページを参照してください。  
令和7年1月16日現在

機 関 名 所 在 地	電話番号 (FAX)	実施している技能講習等の番号		
		作業主任者 技能講習	就業制限業務 技能講習	その他
(公社)岐阜県労働基準協会連合会 岐阜市日置江4-48	058-270-0380 (058-270-0388)			
建設業労働災害防止協会 岐阜県支部 岐阜市数田東1-2-2 建設会館内	058-276-3743 (058-276-6848)			
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岐阜県支部 岐阜市日置江2648-2	058-279-3718 (058-279-5337)			
林業・木材製造業労働災害防止協会 岐阜県支部 岐阜市六条江東2-5-6	058-275-0192 (058-201-1195)			
(一社)日本ボイラ協会 岐阜支部 岐阜市大黒町3-1コーポマルナガ102号室	058-201-1176 (058-201-1263)			
(一社)日本クレーン協会 岐阜支部 瑞穂市牛牧671-1	058-322-5820 (058-322-5821)			
全建総連岐阜建設労働組合 県本部 岐阜市数田南3-9-5	058-274-3131 (058-274-3133)			
岐阜県砕石工業組合 岐阜市六条南2-12-13 ビンビル201	058-274-3847 (058-274-3839)			
(公社)建設荷役車両安全技術協会 岐阜県支部 各務原市蘇原青雲町5-34	058-382-5011 (058-382-5120)			
(株)大原自動車学校 多治見市幸町7-29-1	0572-27-2356 (0572-27-2967)			
(株)那加自動車教習場 各務原市那加西那加町28番地	058-389-2525 (058-322-2220)			
加茂自動車(株)加茂自動車学校 美濃加茂市前平町3-45	0574-25-4155 (0574-26-2634)			
(有)日本ライン自動車学校 加茂郡坂祝町深萱1301-3	0574-25-1122 (0574-26-6526)			
日東興産(株) 北方自動車学校 本巣市三橋字糸貫川通1100	058-324-1215 (058-324-1218)			
(株)中濃自動車学校 関市市平賀字長峰773	0575-22-2083 (0575-24-6820)			
コベルコ教習所(株)岐阜教習センター 大垣市本今町1720-5	0584-87-2551 (0584-87-2556)			
(株)マジワークシステム マジワークライセンススクール大垣校 大垣市世安町3-16	0584-78-4107 (0584-81-4665)			
(有)東海第一自動車学校 岐阜市芥見5-125	058-243-1521 (058-241-0929)			
(株)日新 飛騨自動車学校 高山市松本町1480-1	0577-35-1000 (0577-32-1954)			
(学)聖徳学園 聖徳自動車学園 岐阜市柳津町東瀬外7570	058-387-4171 (058-276-7801)			
(株)可児自動車学校 可児市久々利字番場2100-2	0574-56-0001 (0574-64-0033)			
(社)飛騨地区労働基準協会連合会 高山市天満町4-70(ア・ラックスビル2階)	0577-32-2453 (0577-36-0350)			
(一社)大垣労働基準協会 大垣市小野4-35-10	0584-73-2272 (0584-73-2257)			
(株)那加クレーンセンター 各務原市那加新加納町3771番地	058-389-2227 (058-322-2152)			
(株)西濃自動車学校 海津市平田町今尾600	0584-66-2450 (0584-66-2460)			
日本建機教習所(株) 和歌山県橋本市東家6丁目5番22号	0736-33-2830 (0736-33-2829)			
フレンズルック合同会社 各務原市那加日新町6-3オフィス213-B	058-372-8935 (058-372-8936)			
(株)鉞組 飛騨高山技能講習センター 高山氏松之木町1278番地1	0577-62-8115			

**【作業主任者技能講習】**

木材加工用機械 プレス機械 乾燥設備 地山の掘削及び土止め支保工 採石のための掘削  
はい 型枠支保工の組立て等 足場の組立て等 建築物等の鉄骨の組立て等 木造建築物の  
組立て等 鋼橋架設等 コンクリート橋架設等 コンクリート造の工作物の解体等 有機溶剤 特  
定化学物質・四アルキル鉛等 鉛 酸素欠乏・硫化水素中毒危険 普通第一種圧力容器取扱 石  
綿 金属アーク溶接等限定

**【就業制限業務技能講習】**

ガス溶接 フォークリフト運転 ショベルローダー等運転 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、  
掘削用)運転 車両系建設機械(解体用)運転 不整地運搬車運転 高所作業車運転 ボイラー  
取扱 床上操作式クレーン運転 小型移動式クレーン運転 玉掛け

上記以外の作業主任者技能講習、就業制限業務技能講習について、岐阜県内では実施する機関がありませんので、他府県で受講してください。

**【その他】**

ボイラー実技講習 クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習 特定自主検査者資格  
取得研修 安全衛生推進者養成講習 衛生推進者養成講習 建築物石綿含有建材調査者講習  
工作物石綿事前調査者講習

特別教育等については、(公社)岐阜県労働基準協会連合会又は各地区協会、建設業労働災害防止協会  
岐阜県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部、(一社)日本ボイラ協会岐阜支部、(一社)  
日本クレーン協会岐阜支部等で実施しています。

**【外国語コース】**

は外国語コースの設置あり(対応する言語等は各機関にお問い合わせ下さい。)

**各地区協会名簿**

名 称	所 在 地	電話番号(FAX)
(一社)岐阜労働基準協会	岐阜市東栄町3丁目4番地3	058-246-0863 (058-247-4866)
(一社)大垣労働基準協会	大垣市小野4-35-10 大垣市情報工房4階	0584-73-2272 (0584-73-2257)
(一社)飛騨地区労働基準協会連合会	高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2階	0577-32-2453 (0577-36-0350)
東濃労働基準協会	土岐市土岐ヶ丘2-12-1	0572-56-1988 (0572-56-2002)
中濃労働基準協会	関市平和通6-11-1 ワーク・プラザ関	0575-24-1806 (0575-24-1846)
恵那労働基準協会	恵那市大井町2087-276 恵那建設会館2階	0573-26-1920 (0573-26-1921)
岐阜八幡労働基準協会	郡上市八幡町小野3-2-13 明鳳ビル	0575-65-5908 (0575-65-5824)

**作業環境測定登録機関名簿**

令和5年12月末日現在

名 称	所 在 地	電話番号(FAX)	測定種別
(一社)ぎふ総合健診センター	岐阜市日置江4-47	058-279-3399 (058-279-3375)	* 個
(一財)ききょうの丘健診プラザ	土岐市土岐ヶ丘2-12-1	0572-56-0115 (0572-56-0248)	* 個
イビデンエンジニアリング(株)	大垣市神田町2-1	0584-75-2301 (0584-81-6639)	* 個
メルコエアテクノロジー(株)	中津川市手賀野3-1	0573-66-8256 (0573-65-2514)	* *
(株)環境測定センター	羽島郡岐南町上印食3-178	058-247-2000 (058-247-2643)	* 個
(株)東濃分析センター	瑞浪市陶町猿爪968-1	0572-65-3087 (0572-65-3873)	* * * *
(株)富士清空分析センター	岐阜市加納新本町2-23	058-271-8727 (058-271-8739)	* 個
(株)総合保健センター	可児市川合136-8	0574-63-7703 (0574-63-7706)	*

名 称	所 在 地	電話番号 (FAX)	測定種別
アイ・ピー・エス・エル(有)	各務原市新鵜沼台2-23	058-370-9687 (058-370-9687)	*
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	岐阜市曙町4-6	058-247-1300 (058-248-0229)	* 個
中部放射線検査(株)	各務原市大野町3-24-1	058-380-7007 (058-380-7008)	* * * *
(株)岐阜県環境研究所	美濃市極楽寺872-2	0575-29-7777 (0575-29-7000)	* * * *
エコ・アース・エンジニアリング(株)	岐阜市敷島町6-2-5	058-216-1199 (058-253-6899)	*

(注) 測定種別(作業環境測定法施行規則 別表):測定を行うことができる作業場

特定粉じん作業を行う屋内作業場及び石綿(製剤を含む)を製造し、又は取り扱う屋内作業場

放射性物質取扱作業室

特定化学物質等(製剤を含む。ただし、および に掲げるものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業

鉛業務を行う屋内作業及び、特定化学物質等のうち、ベリリウム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、三酸化砒素、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)若しくはマンガン及びその化合物(それぞれの製剤を含む。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業

有機溶剤を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

個 個人サンプリング法

石綿含有建材中の石綿含有率等の分析できる機関について、お知りになりたい方は「公益社団法人日本作業環境測定協会」のホームページ内にある「石綿分析技術評価事業」を参照して下さい。

### 岐阜産業保健総合支援センター・地域窓口名簿

名 称	所 在 地	電話番号 (FAX)
(独)労働者健康安全機構 岐阜産業保健総合支援センター	岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル8F	058-263-2311 (058-263-2366)
岐阜地域産業保健センター	岐阜市青柳町5-4 岐阜市医師会内	058-255-0373 (058-255-1555)
西濃地域産業保健センター	大垣市新田町1-8 大垣市医師会内	0584-88-1588 (0584-89-8718)
飛騨地域産業保健センター	高山市天満町4-70 ア・ラックスビル	0577-35-3218 (0577-35-3269)
東濃地域産業保健センター	土岐市土岐ヶ丘2-12-1 東濃労働基準協会内	0572-56-1200 (0572-56-1200)
中濃地域産業保健センター	関市平和通6-11-1 ワーク・プラザ関内	0575-24-8219 (0575-24-8210)
恵那地域産業保健センター	中津川市茄子川1683-180 恵那医師会内	0573-68-8153 (0573-68-8152)
郡上地域産業保健センター	郡上市八幡町小野3-2-13 明鳳ビル	0575-65-5908 (0575-65-5824)

岐阜労働局ではホームページを開設し、労働災害発生状況等を掲載しています。

岐阜労働局健康安全課のページ

『岐阜労働局 健康安全課』で検索

or 右の二次元バーコードをスマートフォンで読み取ってください

自主点検・計画書の様式

岐阜労働局健康安全課のページ下部「安全衛生関係リーフレット・様式集」

のうち「安全衛生管理自主点検」のリンクをクリックしてください

